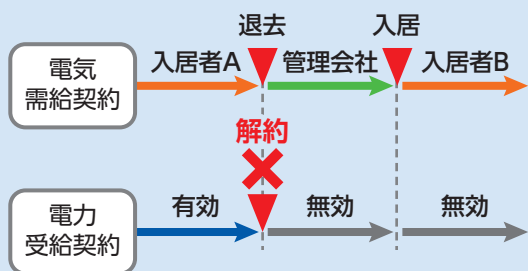


ご注意ください！

入居者様の入れ替え時に、
余剰電力の売電契約が解約されていませんか？

ご存知でしたか？

送配電事業者である東京電力パワーグリッド(株)が定める託送供給等約款が、2024年4月1日に改定されました。これに伴い、電気需給契約(入居者様や管理会社などが、小売電気事業者から電力を買う契約)を解約すると、同一場所での電力受給契約(オーナー様などの発電者が、太陽光発電の余剰電力を売る契約)も解約されることになりました。詳しくは、東京電力エナジーパートナー(株)ホームページ(右のQRコード)をご覧ください。



太陽光発電の電力を 入居者様が使用できるアパートはご注意ください！

- 入居者様が入れ替え時(入居者Aの退去時と入居者Bの入居時)に電気需給契約が解約されると、電力受給契約も解約されます。
- 電力受給契約再開のためには、再申込が必要です。

余剰電力の売電契約の再開のためには、「電力受給契約」の再申込が必要です。

まだ、アパート管理をご自身でされているオーナー様！
面倒な手続き、煩わしい入居者管理も、セキスイハイム不動産に一切お任せ。
この機会に、お気軽にお問い合わせください。

●お問い合わせ先